

身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定基準

秋田県社会福祉審議会			
身体障害者福祉専門分科会内規	H 1.5.	4.	1
一部改正	H 2.0.	3.	12
一部改正	H 2.1.	12.	10
一部改正	H 2.2.	3.	24
一部改正	H 2.6.	3.	6
一部改正	H 2.6.	6.	12

- ① 指定を受けようとする医師は、医籍登録後4年以上の者で、担当しようとする障害に関係のある診療について2年以上の経験年数を有する者であること。
- ② 秋田市長の指定を受けた医師が、秋田県内（秋田市を除く）の医療機関に異動した場合は、秋田県知事が指定したものとみなす。
- ③ 担当しようとする障害分野及び関係のある診療科名

障害分野	担当しようとする障害分野及び関係のある診療科名
(1) 視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 注) 眼科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
(2) 聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 注) 耳鼻科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
(3) 平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
(4) 音声、言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
(5) そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
(6) 肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
(7) 心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
(8) じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
(9) 呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
(10) ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
(11) 小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
(13) 肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

※平成20年4月1日医政発第0401040号厚生労働省医政局長通知により、標榜することが認められている呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科が担当する障害分野については、下記のとおりとする。

呼吸器科・・・呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

消化器科・・・ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害

胃腸科・・・ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害

循環器科・・・心臓機能障害、じん臓機能障害

気管食道科・・・音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、呼吸器機能障害